（証券コード3537）
平成28年６月10日

株　主　各　位

大阪市中央区安土町一丁目５番１号
昭栄薬品株式会社
代表取締役社長　　藤原　佐一郎

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月28日（火曜日）　午前10時
２．場　　所　大阪市中央区備後町一丁目７番３号
ＥＮＤＯ堺筋ビル　２階　会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようお願い申しあげます。）

３．株主総会の目的事項
報告事項　１．第56期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第56期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）７名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（ http://www.shoei-yakuhin.co.jp/ir/meeting.html ）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項が含まれております。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（ http://www.shoei-yakuhin.co.jp/ir/ ）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調となったものの、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速の懸念が強まり、また平成28年の年明けから円高が急速に進む等、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループの事業とかかわりの深い界面活性剤業界におきましては、経済環境に不透明さが増す中で、底堅い需要に下支えされ、その生産活動は堅調に推移しました。

このような環境の下、当社グループはオレオケミカルを中心とした既存販売先への提案活動はもちろんのこと、新規取引先の開拓、新たな用途提案等を積極的に推進し、また国内外での新興国化学品の販売拡大に取組みました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高が18,406,562千円（前連結会計年度比2.8%増）、営業利益は283,363千円（前連結会計年度比18.5%増）となり、経常利益は営業外費用として為替差損21,377千円を計上し、また東京証券取引所への上場に伴う株式公開費用及び株式交付費として計13,101千円を計上した一方で、営業外収益として受取配当金77,326千円を計上したこと等により326,400千円（前連結会計年度比0.1%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は旧大阪工場の土地売却等による固定資産売却益766,762千円を特別利益に計上する等した結果、759,068千円（前連結会計年度比246.5%増）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

なお、各セグメントのセグメント損益は、連結損益計算書における営業損益（営業利益又は営業損失）をベースとしております。また、各セグメントの営業損益のほかに、各セグメントに帰属しない全社費用171,058千円（前連結会計年度比3.3%減）があります。

＜化学品事業＞

化学品事業におきましては、販売先の生産活動は概ね堅調に推移し、国内では高級アルコール及び界面活性剤の販売が増加したほか、脂肪酸の販売が堅調に推移し、また国内及び海外の販売先における当社グループ取扱商品の新規採用が順調に進みました。

この結果、化学品事業に係る当連結会計年度の売上高は16,431,673千円（前連結会計年度比3.1％増）、セグメント利益は332,987千円（前連結会計年度比17.3％増）となりました。

＜日用品事業＞

日用品事業におきましては、年度当初に昨年来の円安による原価の上昇で一部の商品が廃番となる等の販売の減少要因があった一方で、洗濯槽洗剤をはじめとする既存商品の販売は堅調に推移し、また機能性インソール等の新商品の導入及び既存商品のリニューアルが順調に進みました。

この結果、日用品事業に係る当連結会計年度の売上高は869,319千円（前連結会計年度比3.0％減）、セグメント利益は133,853千円（前連結会計年度比6.6％減）となりました。

＜土木建設資材事業＞

土木建設資材事業におきましては、当事業の取扱商品とかかわりの深い地盤改良工事、コンクリート補修補強工事及び環境改善工事ともに工事案件が少ない中、地盤改良工事及びコンクリート補修補強工事に使用される材料・添加剤等の販売は低調に推移した一方で、環境関連薬剤は相対的に低採算の商品が採用されたものの比較的規模の大きい環境改善工事への納入がありました。

この結果、土木建設資材事業に係る当連結会計年度の売上高は1,105,569千円（前連結会計年度比4.0％増）、セグメント損失は12,419千円（前連結会計年度は11,086千円のセグメント損失）となりました。

〔セグメント別連結業績〕　（単位：千円，％）

区分	セグメント別売上高			セグメント損益（営業損益）		
	実績	百分比	前期増減比	実績	利益率	前期増減比
化学品事業	16,431,673	89.3	3.1	332,987	2.0	17.3
日用品事業	869,319	4.7	△3.0	133,853	15.4	△6.6
土木建設資材事業	1,105,569	6.0	4.0	△12,419	△1.1	－
全社費用	－	－	－	△171,058	－	△3.3
合計	18,406,562	100.0	2.8	283,363	1.5	18.5

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は、3,023千円であり、その主なものは、連結子会社であるSHOEI TRADING (THAILAND) CO.,LTD.の事務所移転による新事務所の内装費用2,177千円及びソフトウエアの取得費用400千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、当社の所要資金として、平成28年３月15日に公募増資により普通株式200,000株を発行し、248,400千円の資金調達を行い、また平成28年３月29日に第三者割当増資により普通株式45,000株を発行し、55,890千円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「オレオケミカルを中心とした化学品分野」を事業ドメインとし、役員及び従業員等の人的経営資源、設備及び資金等の物的経営資源、並びに関連情報、営業ノウハウ等の情報的経営資源を、当該事業ドメインに集中的に展開し、化学品事業、日用品事業及び土木建設資材事業のそれぞれにおいて一層の市場深耕を図る「集中型市場深耕モデル」をビジネスモデルとしております。当社グループは、このビジネスモデルを基礎として持続的な企業の成長を推進し、一層の企業価値の向上を図るため、以下の事項を今後の課題と考え、対処してまいります。

① グローバル・ネットワークの構築

当社グループは、事業間のシナジー追求はもとより、国内外のシナジーを一層強化するため、国内外の情報的経営資源を整理し、各事業において有効に活用する仕組みの構築に取組んでおります。しかし、国内外の事業活動で蓄積された情報的経営資源の共有はなされているものの、これらを活用した得意先への提案活動はまだ十分なレベルとはいえません。とりわけ海外子会社は、国内事業との一層の連携強化により、早期に国内と同等レベルまでの提案力の向上を図り、海外における事業ノウハウの蓄積、国内事業へのフィードバックによるシナジーの最大化が不可欠であり、国内事業だけでは成し得ない新たな顧客価値を創造する「グローバル・ネットワークの構築」が課題であると考えております。

② コア・コンピタンスの継続的な向上及び効果の最大化

当社グループは、化学品事業においては「得意先が求める顧客価値の実現を原材料選定の面から支援する仕組み」、日用品事業においては、「小ロットでも安価で効率的かつ機動的に商品を供給できるサプライチェーン」、土木建設資材事業においては、「新工法の開発支援、工事目的に応じた工法提案等の技術サポート力」を有することが、３事業それぞれのコア・コンピタンスと考えております。これらのコア・コンピタンスは普遍的な側面を有する一方で、市場の環境変化や技術革新等による陳腐化の可能性を有しています。

当社グループは、事業活動の顧客にとっての付加価値、すなわち取引先のバリュー・チェーン及び顧客価値の創造に好影響を与え続けることができるよう、それぞれのコア・コンピタンスの継続的な向上が課題であると考えております。

また、これらコア・コンピタンスの有する効果の最大化についても経営上の重要な課題であると認識しており、事業別に以下の事項を中期的に取組むべき主要な事項としております。

＜化学品事業＞
　新興国の化学品メーカーの新規開拓等によって新たな戦略商品を導入する等により、取扱商品のラインアップの強化を図る。
＜日用品事業＞
　国内を中心とするサプライチェーンを活用し、安心安全をテーマにした商品企画の強化を図る。
＜土木建設資材事業＞
　全国の土木建設投資の情報収集体制を構築し、また幅広い需要獲得のために二次販売店への販売活動の強化を図る。

③ 組織機能の向上及び人材の育成

当社グループは、持続的な企業価値の向上を図るため、またあらゆる経営課題を克服するために、マーケティング、営業及び仕入、並びに人事、財務及びその他管理等の個々の組織機能の関連性を強化し、継続して向上させることが課題と認識しております。

また、当社グループは、これらの組織機能を支える重要な要素である人材について、かねてから外部研修を利用する等してその育成に努めておりますが、今後も経営環境の変化に対して組織機能別に関連した組織機能と連動して機動的に対応できる人材の確保及び育成は、継続的な課題であると認識しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第53期 (平成25年３月期)	第54期 (平成26年３月期)	第55期 (平成27年３月期)	第56期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売　上　高（千円）	－	20,805,771	17,897,033	18,406,562
営　業　利　益（千円）	－	279,624	239,129	283,363
経　常　利　益（千円）	－	341,686	325,946	326,400
親会社株主に帰属する当期純利益　（千円）	－	130,122	219,073	759,068
１株当たり当期純利益(円)	－	137.25	231.08	785.07
総　資　産（千円）	－	11,663,442	13,458,562	13,560,407
純　資　産（千円）	－	3,308,477	4,940,003	5,939,240
１株当たり純資産額(円)	－	3,489.82	5,210.78	4,978.26

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．当社は平成27年11月20日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行いましたが、第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。
３．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
４．当社は、第56期より連結計算書類を作成しております。なお、第54期及び第55期の数値は、平成28年３月16日に近畿財務局へ提出した有価証券届出書の連結財務諸表の数値を引用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第53期 (平成25年３月期)	第54期 (平成26年３月期)	第55期 (平成27年３月期)	第56期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売　上　高（千円）	17,929,150	20,123,510	17,330,208	17,638,620
営　業　利　益（千円）	180,879	255,795	218,417	232,706
経　常　利　益（千円）	302,946	311,183	316,170	299,022
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△245,377	107,513	216,959	757,863
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△258.82	113.40	228.85	783.82
総　資　産（千円）	10,658,596	11,483,854	13,234,189	13,350,016
純　資　産（千円）	2,789,328	3,196,648	4,761,858	5,801,069
１株当たり純資産額（円）	2,942.22	3,371.86	5,022.87	4,862.45

（注）１．１株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．当社は平成27年11月20日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行いましたが、第53期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は当期純損失及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年３月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
昭栄祥（上海）貿易有限公司	1,000千米ドル	100.0%	化学品の販売
SHOEI TRADING (THAILAND) CO.,LTD.	102,000千タイバーツ	100.0%	化学品の販売

（注）特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

区分	主要な事業内容
化学品事業	脂肪アルコール、脂肪酸、界面活性剤、石油化学製品等の販売
日用品事業	洗浄剤、化粧品、各種アイデア雑貨等の企画及び販売
土木建設資材事業	地盤改良剤、コンクリート補修補強材料、環境改善薬剤等の販売

(8) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

名称	所在地
本社	大阪市中央区
東京支店	東京都中央区
名古屋営業所	名古屋市中村区

(9) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
69名	２名減

（注）従業員数には、使用人兼取締役及び臨時従業員は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
54 名	３名減	44歳２ヶ月	14年５ヶ月

（注）１．従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
２．従業員数には、使用人兼取締役及び臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成28年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	900,000千円
株式会社三井住友銀行	800,000千円
株式会社りそな銀行	150,000千円

２．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　3,870,000株

(2) 発行済株式の総数　1,193,035株

(3) 株主数　830名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
昭栄薬品社員持株会	201,095	16.85
鐵野磨輝男	172,735	14.47
大阪中小企業投資育成株式会社	102,500	8.59
雨森肇	37,305	3.12
株式会社ＳＢＩ証券	37,100	3.10
西巻俊樹	35,025	2.93
内野佐斗司	32,060	2.68
小林節夫	30,000	2.51
山口宏	28,500	2.38
日本証券金融株式会社	27,900	2.33

(5) その他株式に関する重要な事項

①平成27年11月20日付で１株につき５株の割合で株式分割を行ったことにより、発行可能株式総数が3,096,000株増加しております。

②平成27年11月20日付で１株につき５株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が774,028株増加しております。

③平成27年11月20日付で自己株式の消却を行ったことにより、発行済株式の総数が19,500株減少しております。

④平成28年３月15日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が200,000株増加しております。

⑤平成28年３月29日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が45,000株増加しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
鐵　野　磨輝男	代表取締役会長	昭栄祥（上海）貿易有限公司董事長 SHOEI TRADING（THAILAND）CO.,LTD.取締役
藤　原　佐一郎	代表取締役社長	
内　野　佐斗司	常務取締役	大阪営業本部長
小　林　節　夫	常務取締役	東京営業本部長
渡　辺　伸　一	取　締　役	国際推進本部長 昭栄祥（上海）貿易有限公司董事 SHOEI TRADING（THAILAND）CO.,LTD.取締役
成　瀬　幸　次	取　締　役	財務本部長
小　池　宏　美	取　締　役	総務本部長
田　嶋　和　重	常勤監査役	
岩　井　伸太郎	監　査　役	岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所所長 フジ住宅株式会社社外取締役 江崎グリコ株式会社社外監査役
今　川　　忠	監　査　役	協和綜合法律事務所弁護士

（注）１．監査役 岩井伸太郎氏及び今川忠氏は、社外監査役であります。
２．監査役 岩井伸太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．監査役 岩井伸太郎氏及び今川忠氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当該事業年度の取締役及び監査役の異動

１．平成27年６月19日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって、西巻俊樹氏及び山口宏氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
２．平成27年６月19日開催の第55期定時株主総会において、成瀬幸次氏及び小池宏美氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	報酬等の額	摘　　要
取締役	9名	126,662千円	
監査役	3名	22,937千円	うち社外監査役　　2名　　7,560千円
合　　計	12名	149,599千円	

(注) 1．上記には、平成27年６月19日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。
2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．平成27年６月19日開催の定時株主総会の決議による役員報酬の限度額は、取締役分が年額350百万円以内（ただし、使用人部分は含まない。）、監査役分が年額60百万円以内であります。
4．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員退職慰労金繰入額13,015千円（取締役９名に対し11,708千円、監査役１名に対し1,307千円）
5．上記の報酬等の額のほか、平成27年６月19日開催の第55期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役２名に対して59,560千円支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役 岩井伸太郎氏は、岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所の所長、フジ住宅株式会社の社外取締役、及び江崎グリコ株式会社の社外監査役であります。当社は岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所、フジ住宅株式会社及び江崎グリコ株式会社との間に特別の関係はありません。

監査役 今川忠氏は、協和綜合法律事務所の弁護士であります。当社は協和綜合法律事務所との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
監査役	岩井　伸太郎	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回、監査役会 12回のうち12回に出席し、必要に応じ公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	今川　　忠	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回、監査役会 12回のうち12回に出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度の末日において、社外取締役を置いておりません。

予てから取締役会での議決権を有する社外取締役の重要性を認識し、社外取締役候補者として、企業経営者としての経験に加えて、当社の属する業界に対する一定の知見がある人材が最も望ましいと考え、その独立性との両立に配慮しつつ、人材の確保に努めておりましたが、これまで候補者を確保するには至っておりま

せん。これは、拙速に不適格な人材を社外取締役に選任することは、かえって当社グループの将来の企業価値を損なう恐れがあるとの考えによるものです。

また、並行して監査等委員会設置会社に移行することによるコーポレート・ガバナンスの強化についても検討を進めておりました結果、監査等委員会設置会社に移行することは、十分に当社グループのコーポレート・ガバナンスの強化に繋がるものと判断いたしましたので、第56期定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行するための定款の一部変更議案、並びに監査等委員である取締役として社外取締役の選任議案を上程することといたしました。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	11,100千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	12,100千円

（注）１．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

２．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記金額はこれらの合計額を記載しております。

３．当社の海外子会社であります昭栄祥（上海）貿易有限公司、及びSHOEI TRADING (THAILAND) CO.,LTD.については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、株式公開に係る監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・経営理念等により不正や反社会的行為を禁止しその浸透を図り、コンプライアンス規程を定め、法令等違反に係る内部通報窓口を整備し、これを周知する。

・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の継続的・持続的な推進に努める。

・外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて随時法律相談可能な体制を整える。

・内部監査室が定期的に行う各部門監査の中で法令等遵守の状況に関する監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報の保存（保存期間を含む）及び管理（管理をする部署の指定を含む）等に関する基本的事項を文書管理規程によって定める。

・取締役の職務の執行に係る情報は、必要に応じて取締役、監査役等の権限ある者が、その権限に応じて閲覧、複写が可能な状態で整理し、保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・法令等違反のリスクについては、コンプライアンス規程を制定し、法令違反の予防及び対応方法等の周知を図る。

・反社会的勢力の要求に対しては、所轄警察署及び弁護士等と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対処し、いかなる理由によっても反社会的勢力とは一切関係を持たない。

・事業の過程で発生する為替、債権回収、投資及び情報漏洩等に係るリスクについては、そのリスクの発生防止手続き、リスクの管理、発生したリス

クへの対処方法、是正手段等について個別に規程の制改定を推進する。
・自然災害、盗難等の事業の過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、事業継続のための対応方針及びマニュアル等を策定し周知を図るほか、重要性に応じて当該リスクを軽減する物理的な予防措置を講じる。
・想定されるリスクに応じて合理的な範囲で損害保険契約を締結する等、リスク発生時の財政状態及び経営成績に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じ、新たに想定されるリスクが発生した場合は、直ちにそのリスク管理について取締役会において協議し、必要な措置を講じる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・各取締役の担当部門をあらかじめ決議し、各取締役の執行範囲を明確化する。
・職務権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規程及び稟議規程によって職務執行の手続き等を明確化する。
・取締役がその職務執行を効率的に行うことができるよう、業務の合理化に継続的に取組む。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・関係会社管理を担当する部署を定め、当該部署の責任者は関係会社管理規程に基づく報告事項の報告を受け、必要に応じて関係会社に助言または指導を行う。
・関係会社管理規程及び職務権限規程によって、関係会社の職務の執行に係る重要事項の当社による承認事項を明確化し、関係会社に周知徹底する。
・子会社に対しては、役員のほか、必要に応じて重要な使用人を派遣し、企業集団全体での業務の適正化を図る。
・金融商品取引法に基づき、財務報告に係る信頼性を確保するため、グループ企業各社は必要な内部統制システムを整備・運用する。また、当該内部統制システムの有効性を定期的に評価し、その評価結果を適時・適切に把握し、継続的な改善活動を行う。
・内部監査部門は、定期的または臨時に子会社に対する内部監査を実施し、企業集団全体での業務の適正化に資する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査役職務の重要性に鑑み、補助使用人設置の可否、専任または兼任の別、及びその人員について決議する。

⑦ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
・補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮し、監査役による当該補助使用人に対する指示を尊重し、また当該人員の報酬または人事異動について、監査役と協議の上、行うものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・当社及び子会社から成る企業集団の業績に著しい影響のある事項、法令違

反等の不正行為、重要な会計方針の変更及びその他重要な取締役会決議事項等、監査役監査に影響のある事項に関し、取締役または使用人（子会社を含む。）は監査役に直接若しくは監査役が出席する重要な会議等において報告するものとする。
・前号の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、適切な措置を講じる。
・監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理については、監査役職務の重要性を尊重し、合理的な範囲で監査役の請求に応じる。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役が、その職務を遂行するにあたり必要と認めた場合は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家と連携をとることを認め、その実効性確保のための外部監査人及び内部監査室との連携について、これを推奨する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、前述の方針に基づき、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度において実施いたしました内部統制上重要と考えられる主な取組みは、次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、月１回の頻度で定例のコンプライアンス委員会を開催し、当社グループの事業継続に重要な法令の遵守状況を定期的に確認するとともに、事業に係る許認可の更新状況を監督し、また法令違反等に係る内部通報窓口、個人情報保護に関する相談窓口、ハラスメント行為の相談窓口等に対する通報若しくは相談状況の報告を受け、法令等の遵守状況に係るモニタリング活動を継続的に実施しております。

当事業年度は、輸出貿易管理令に基づくリスト規制及びキャッチオール規制に係る社内確認手続きの円滑化及び記録の適切な保存に取組み、また内部情報及び内部者取引管理規程を改定し、インサイダー取引の予防措置を強化したほか、マイナンバー制度の導入に対応した特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針を制定し、特定個人情報取扱規程を新設する等、新たな法令に対応した体制の整備に取組みました。

② リスク管理に関する取組み

当社グループが営む事業は様々なリスクをともなっております。これらのリスクを低減または回避するために、社内規程を整備、周知及び運用し、必要に応じて諸施策を実施するほか、日常の業務及び管理は、機能別の組織体制を構築し、その責任と決裁権限の範囲において遂行しております。

当事業年度は、海外子会社における職務権限規程等を改定する等、当社グループの海外展開におけるリスク把握の早期化に取組んだほか、継続的取引先のうち取引基本契約の未締結先との取引基本契約締結に取組みました。

③ 子会社管理に関する取組み

当社グループは、関係会社管理規程において関係会社管理の責任者を定め、

関係会社から重要事項の報告を受け、また関係会社において必要となる規程の整備を求め、その職務の執行に係る当社による承認事項を明確化し、子会社に対しては役員のほか、必要に応じて重要な使用人を派遣し意思疎通の円滑化を図り、加えて年１回の頻度で内部監査部門が往査を行う等して、その実効性の確保に努めております。

当事業年度は、内部統制システム構築に関する基本方針を改定し、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための方針を明確化し、海外子会社における諸規程の整備状況の改善、並びに在庫管理の改善に取組みました。

④ 監査役監査に関する取組み

監査役は、原則としてその全員が取締役会及び経営会議に出席し、重要事項の審議に関して必要に応じて意見を述べるほか、監査役会を構成し、常勤監査役による重要な決裁文書の閲覧、社内の重要な会議への出席、並びに取締役、内部統制部門及び子会社役員等に対する業務執行状況等の聴取等による監査役監査の結果を共有し、また会計監査人及び内部監査室との定期的な情報交換等をとおして、適正な監査意見の形成に努めております。

当事業年度は、会計監査人の選定に係る協議を実施したほか、会計監査人及び内部監査室との連携を強化し、また会計監査人による監査の独立性と適正性の監視に取組みました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、長期的な視野に立ち、業績の向上に努めるとともに将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に安定した配当を継続して実施していくことを基本方針とし、１事業年度の配当の回数は株主総会決議による期末配当の１回としております。

剰余金の配当につきましては、安定配当の継続及び当社グループの事業拡大のための内部留保金の積極活用を踏まえ、過年度における１株当たり配当額を基礎に、親会社株主に帰属する当期純利益に対して20％以上の配当性向を目標としており、１株当たり当期純利益（連結・個別）、設備投資予定額、次事業年度の業績予想、手元資金の状況、並びに金融動向等から内部留保金と剰余金の配当のバランスを総合的に勘案し、取締役会において決定してまいります。

内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、なお一層の業務効率化を推進し、市場ニーズに応える体制を強化し、さらには、業容拡大を図るために有効投資をして株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

これらの方針に基づき、当事業年度（第56期）に係る期末配当金につきましては、１株当たり40円とさせていただきたく存じます。なお、この結果、年間配当金は１株当たり40円となります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、特段の記載がある場合を除き、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	7,858,215	流動負債	4,461,459
現金及び預金	1,630,900	支払手形及び買掛金	3,991,155
受取手形及び売掛金	5,775,700	1年内返済予定の長期借入金	200,000
商品	388,418	未払法人税等	144,460
貯蔵品	566	賞与引当金	56,795
繰延税金資産	34,367	その他	69,048
その他	57,600	固定負債	3,159,706
貸倒引当金	△29,337	長期借入金	1,650,000
固定資産	5,702,191	退職給付に係る負債	18,984
有形固定資産	151,855	役員退職慰労引当金	134,391
建物及び構築物	118,092	繰延税金負債	1,328,861
機械装置及び運搬具	0	その他	27,469
工具、器具及び備品	4,766	負債合計	7,621,166
土地	26,941	（純資産の部）	
建設仮勘定	2,054	株主資本	2,814,248
無形固定資産	2,302	資本金	248,169
投資その他の資産	5,548,033	資本剰余金	176,361
投資有価証券	5,113,513	利益剰余金	2,389,717
敷金及び保証金	316,165	その他の包括利益累計額	3,124,992
その他	124,359	その他有価証券評価差額金	3,011,359
貸倒引当金	△6,005	為替換算調整勘定	113,632
		純資産合計	5,939,240
資産合計	13,560,407	負債純資産合計	13,560,407

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		18,406,562
売上原価		16,877,871
売上総利益		1,528,690
販売費及び一般管理費		1,245,327
営業利益		283,363
営業外収益		
受取利息	8,129	
受取配当金	77,326	
不動産賃貸料	18,813	
その他	2,495	106,765
営業外費用		
支払利息	19,688	
株式交付費	3,921	
株式公開費用	9,180	
為替差損	21,377	
不動産賃貸原価	7,818	
その他	1,741	63,727
経常利益		326,400
特別利益		
固定資産売却益	766,762	
保険解約返戻金	211	
環境対策引当金戻入額	25,576	792,550
税金等調整前当期純利益		1,118,950
法人税、住民税及び事業税	185,802	
法人税等調整額	174,080	359,882
当期純利益		759,068
親会社株主に帰属する当期純利益		759,068

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	96,024	49,205	1,647,713	△24,988	1,767,954
当連結会計年度変動額					
新株の発行	152,145	152,145			304,290
剰余金の配当			△17,064		△17,064
親会社株主に帰属する当期純利益			759,068		759,068
自己株式の消却		△24,988		24,988	―
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	152,145	127,156	742,003	24,988	1,046,293
当連結会計年度末残高	248,169	176,361	2,389,717	―	2,814,248

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	3,017,236	154,812	3,172,049	4,940,003
当連結会計年度変動額				
新株の発行				304,290
剰余金の配当				△17,064
親会社株主に帰属する当期純利益				759,068
自己株式の消却				―
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△5,876	△41,180	△47,057	△47,057
当連結会計年度変動額合計	△5,876	△41,180	△47,057	999,236
当連結会計年度末残高	3,011,359	113,632	3,124,992	5,939,240

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	7,273,594	流動負債	4,397,392
現金及び預金	1,201,089	支払手形	381,296
受取手形	1,210,980	買掛金	3,570,640
売掛金	4,550,050	1年内返済予定の長期借入金	200,000
商品	266,453	未払金	13,132
貯蔵品	566	未払費用	23,453
前渡金	30,681	未払法人税等	132,282
前払費用	5,539	前受金	2,011
繰延税金資産	31,924	前受収益	1,693
その他	7,074	賞与引当金	56,795
貸倒引当金	△30,764	その他	16,086
固定資産	6,076,421	固定負債	3,151,554
有形固定資産	146,939	長期借入金	1,650,000
建物	116,944	退職給付引当金	18,984
構築物	348	役員退職慰労引当金	134,391
機械及び装置	0	繰延税金負債	1,320,709
車両運搬具	0	その他	27,469
工具、器具及び備品	2,704	負債合計	7,548,946
土地	26,941	（純資産の部）	
無形固定資産	2,302	株主資本	2,789,710
ソフトウエア	1,000	資本金	248,169
その他	1,301	資本剰余金	176,361
投資その他の資産	5,927,180	資本準備金	167,145
投資有価証券	5,113,513	その他資本剰余金	9,216
関係会社株式	266,213	利益剰余金	2,365,179
関係会社出資金	99,451	利益準備金	20,256
関係会社長期貸付金	30,423	その他利益剰余金	2,344,923
敷金及び保証金	310,357	別途積立金	1,270,000
長期前払費用	490	繰越利益剰余金	1,074,923
その他	112,735	評価・換算差額等	3,011,359
貸倒引当金	△6,005	その他有価証券評価差額金	3,011,359
		純資産合計	5,801,069
資産合計	13,350,016	負債純資産合計	13,350,016

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		17,638,620
売上原価		16,335,259
売上総利益		1,303,360
販売費及び一般管理費		1,070,653
営業利益		232,706
営業外収益		
受取利息	4,768	
受取配当金	110,621	
仕入割引	776	
不動産賃貸料	18,813	
その他	1,343	136,323
営業外費用		
支払利息	19,540	
売上割引	171	
株式交付費	3,921	
株式公開費用	9,180	
為替差損	27,807	
不動産賃貸原価	7,818	
その他	1,569	70,008
経常利益		299,022
特別利益		
固定資産売却益	766,762	
保険解約返戻金	211	
環境対策引当金戻入額	25,576	792,550
税引前当期純利益		1,091,572
法人税、住民税及び事業税	168,070	
法人税等調整額	165,638	333,708
当期純利益		757,863

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	96,024	15,000	34,205	49,205	20,256	1,270,000	334,124	1,624,380
当期変動額								
新株の発行	152,145	152,145		152,145				
剰余金の配当							△17,064	△17,064
当期純利益							757,863	757,863
自己株式の消却			△24,988	△24,988				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	152,145	152,145	△24,988	127,156	―	―	740,798	740,798
当期末残高	248,169	167,145	9,216	176,361	20,256	1,270,000	1,074,923	2,365,179

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△24,988	1,744,621	3,017,236	3,017,236	4,761,858
当期変動額					
新株の発行		304,290			304,290
剰余金の配当		△17,064			△17,064
当期純利益		757,863			757,863
自己株式の消却	24,988	―			―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△5,876	△5,876	△5,876
当期変動額合計	24,988	1,045,088	△5,876	△5,876	1,039,211
当期末残高	―	2,789,710	3,011,359	3,011,359	5,801,069

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

昭栄薬品株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　高　木　　勇 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　児　玉　　秀　康 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、昭栄薬品株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭栄薬品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

昭栄薬品株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　高　木　　勇 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　児　玉　　秀　康 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、昭栄薬品株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月20日

昭栄薬品株式会社　監査役会

常勤監査役　田　嶋　　和　重　㊞

社外監査役　岩　井　　伸太郎　㊞

社外監査役　今　　川　　忠　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、安定配当を基礎として、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしました結果、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき　金40円　総額47,721,400円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 変更の理由

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務を執行する取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査を担い、また監査等委員である取締役が取締役会においてその議決権を行使する等により、業務を執行する取締役及び取締役会の監査・監督を一層強化し、国内外のステークホルダーの期待に応えうる体制を構築することで、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するために、定款について所要の見直しを行うものであります。

また、株式取扱規程において権利行使の手続きについて定めていることを明確にするため、現行定款第11条に所要の変更を行い、加えてその他記載文言の統一を行うものであります。

なお、本議案における定款変更つきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削　除） （３）会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第10条　（条文省略）	第６条～第10条　（現行どおり）
（株式取扱規程） 第11条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第11条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第12条　（条文省略）	第12条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条～第18条　（条文省略）	第13条～第18条　（現行どおり）

現行定款	変更案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、８名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、８名以内とする。
（新設）	２　当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、５名以内とする。
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第20条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２　（条文省略） ３　（条文省略）	２　（現行どおり） ３　（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	２　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	３　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
第22条～第23条　（条文省略）	第22条～第23条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
第25条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第28条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第30条　（条文省略） 2　当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第31条　（現行どおり） 2　当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（監査役の員数） 第31条　当会社の監査役は、３名以内とする。	（削除）
（監査役の選任） 第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現行定款	変更案
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤監査役） 第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第32条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第33条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（監査役会の決議の方法） 第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議の方法） 第34条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（監査役会の議事録） 第37条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第35条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

現行定款	変更案
（監査役会規程） 第38条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第36条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（監査役の報酬等） 第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第40条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ２　当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（削除）
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第41条～第42条　（条文省略）	第37条～第38条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決める。	（会計監査人の報酬等） 第39条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て決める。

現行定款	変更案
第７章　計算	第７章　計算
第44条～第47条　（条文省略）	第40条～第43条　　（現行どおり）
（ 新 設 ）	付　則
（ 新 設 ）	（監査役の責任免除に関する経過措置） １　当会社は、第56期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　第56期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）７名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、取締役７名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となり、また監査等委員会設置会社に移行することから、取締役（監査等委員であるものを除く。）として、その選任を改めてお願いするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	鐵野　磨輝男（てつの　まきお） （昭和20年１月13日生）	昭和44年４月 昭和47年４月 昭和55年６月 昭和56年10月 昭和63年５月 平成４年５月 平成５年５月 平成８年５月 平成９年５月 平成10年５月 平成12年５月 平成17年５月 平成21年６月 平成27年６月	白石工業㈱入社 当社入社 当社取締役営業部長 ショーレジン㈱へ出向 同社取締役大阪支店長 同社専務取締役 同社代表取締役社長 当社常務取締役 当社専務取締役 当社代表取締役専務 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長 昭栄祥(上海)貿易有限公司董事長（現任） SHOEI-TDC(THAILAND)CO.,LTD. (現 SHOEI TRADING (THAILAND)CO.,LTD.) 取締役（現任） 当社代表取締役会長（現任）	172,735株
2	藤原　佐一郎（ふじわら　さいちろう） （昭和34年５月６日生）	昭和55年３月 平成15年４月 平成22年６月 平成24年４月 平成27年６月	当社入社 当社名古屋営業所長（部長） 当社取締役大阪化学品副本部長 当社取締役大阪営業副本部長 当社代表取締役社長（現任）	20,000株
3	内野　佐斗司（うちの　さとし） （昭和24年12月23日生）	昭和48年３月 平成５年４月 平成15年５月 平成21年７月 平成24年４月	当社入社 当社大阪化学品部長 当社取締役大阪化学品副本部長 当社常務取締役 当社常務取締役大阪営業本部長（現任）	32,060株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
4	小林 節夫（こばやし ときお） （昭和25年11月16日生）	昭和51年３月 平成12年４月 平成16年５月 平成21年７月 平成24年４月	当社入社 当社大阪化学品部長 当社取締役大阪化学品副本部長 当社常務取締役 当社常務取締役東京営業本部長（現任）	30,000株
5	渡辺 伸一（わたなべ しんいち） （昭和27年１月７日生）	昭和50年４月 昭和63年４月 平成４年10月 平成８年１月 平成11年11月 平成16年８月 平成24年３月 平成25年６月 平成26年１月 平成26年７月 平成27年６月	花王石鹸㈱（現 花王㈱）入社 同社化学品事業本部 マーケティング部 同社化学品事業本部 エネルギー環境関連事業部 同社化学品事業本部 化成品事業部 Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd. 副社長 花王㈱ケミカル事業ユニット開発部 当社入社　当社国際推進本部 理事 当社取締役国際推進副本部長 昭栄祥(上海)貿易有限公司董事（現任） SHOEI TRADING (THAILAND) CO.,LTD. 取締役（現任） 当社取締役国際推進本部長（現任）	－株
6	成瀬 幸次（なるせ こうじ） （昭和37年４月17日生）	昭和61年４月 平成20年４月 平成27年６月	当社入社 当社財務部長 当社取締役財務本部長（現任）	13,015株
7	小池 宏美（こいけ ひろみ） （昭和36年11月21日生）	昭和60年４月 昭和62年６月 平成20年４月 平成27年６月	ジャスコ㈱（現 イオンリテール㈱）入社 当社入社 当社総務部長 当社取締役総務本部長（現任）	12,865株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	田嶋（たじま）　和重（かずしげ） （昭和35年１月４日生）	昭和58年４月 平成元年４月 平成７年２月 平成10年６月 平成12年11月 平成18年５月 平成21年１月 平成23年１月 平成23年６月	㈱東海銀行（現㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 同行ロサンゼルス支店勤務 同行国際企画部調査役 同行ムンバイ駐在員事務所長 同行船場支店副支店長 同行西七条支店長 同行リテール・コンプライアンス部上席調査役 当社入社 当社常勤監査役（現任）	6,000株
2	岩井（いわい）　伸太郎（しんたろう） （昭和29年１月18日生）	昭和54年10月 昭和61年２月 平成元年６月 平成２年９月 平成16年５月 平成23年６月 平成27年６月	等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 岩井伸太郎税理士事務所（現 岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所）開業　同事務所所長（現任） フジ住宅㈱社外監査役 北斗監査法人(現 仰星監査法人)代表社員 当社社外監査役（現任） 江崎グリコ㈱社外監査役（現任） フジ住宅㈱社外取締役（現任）	24,000株
3	今川（いまがわ）　忠（ただし） （昭和28年12月12日生）	昭和57年４月 平成15年６月 平成19年４月 平成25年６月	弁護士登録 協和綜合法律事務所入所（現在に至る） 富士生命保険㈱（現 AIG富士生命保険㈱）監査役 大阪弁護士会副会長 当社社外監査役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．岩井伸太郎氏及び今川忠氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

３．岩井伸太郎氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、同氏は公認会計士として企

業会計監査に関する豊富な経験、及び財務・会計に関する専門的知見を有していることから、監査等委員たる社外取締役として適正な監査が期待でき、また内部統制システムの構築に当たっての助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4．今川忠氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、同氏は弁護士として企業法務に関する豊富な経験を有していることから、監査等委員たる社外取締役としての適正な監査が期待でき、また法令遵守体制の構築に当たっての助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

5．岩井伸太郎氏及び今川忠氏は、現在、当社の社外監査役であり、それぞれの社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって岩井伸太郎氏が12年、今川忠氏が３年となります。

6．当社は、岩井伸太郎氏及び今川忠氏との間で、会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第１項の最低責任限度額であります。両氏の選任が承認された場合、両氏との間で、改めて同内容の契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成27年６月19日開催の第55期定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議され、今日にいたっておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社となります。

つきましては、第２号議案「定款一部変更の件」、第３号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）７名選任の件」、第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」の承認可決を条件として、現在の取締役の報酬等の額の定めを廃止し、これまでの取締役及び監査役の報酬等の額、並びに昨今の経済情勢等を考慮して、以下のとおり、改めて取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等の額の設定をお願いするものであります。

なお、本議案における取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与等は含まれないものといたします。

(1) 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額
年額350百万円以内
(2) 監査等委員である取締役の報酬等の額
年額60百万円以内

また、現在の取締役は７名でありますが、第３号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）７名選任の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は７名、新たに就任する監査等委員である取締役は３名となります。

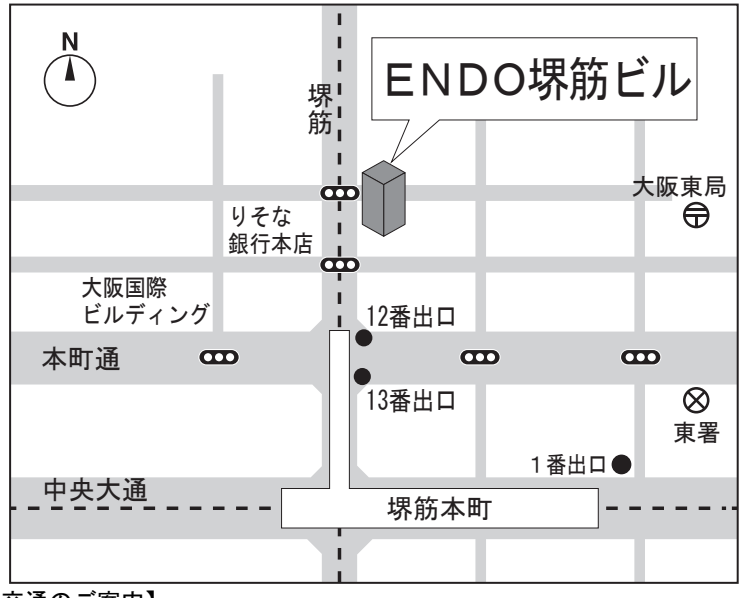
以　上

〈MEMO〉

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区備後町一丁目７番３号
ＥＮＤＯ堺筋ビル　２階　会議室

※当会場では、駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関等をご利用ください。



【交通のご案内】

地下鉄 堺筋線・中央線 堺筋本町駅 出口12番 徒歩約１分

【お問合せ先】

総務部　電話 ０６－６２６２－２７０７

※紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますよう、お願い申しあげます。

VEGETABLE OIL INK